

施設使用料算定・減免基準（案）に対する意見募集の実施結果

- 1 募集期間 平成30年10月23日（火）～平成30年11月13日（火）
- 2 意見数 33件
- 3 意見提出者数 23人
- 4 意見の概要と町の考え方

No.	意見の概要	町の考え方	区分
1	<p>受益者負担の原則について、町の施設を利用するに当たって公平に負担することは当然のことだと思います。見直しは良いことだと思います。</p>	<p>施設を利用される方の負担がなければ、公共サービスの提供や施設の維持に係る経費はすべて税金で賄うことになり、施設を利用しない方との間に負担の不公平が生じることになるため、適切な受益者の負担が必要であると考えます。</p> <p>現状では、ほとんどの施設で使用料が全額免除となっているため、利用する人と利用しない人に平等な行政サービスとなっております。</p> <p>今回の見直しによって、受益者負担の原則に基づき、利用者からは一定の使用料をいただくことにより、平等な行政サービスにつながると考えています。</p>	基準（案）に盛り込み済
2	<p>減免基準については、概ね良好だと思います。</p>	<p>減免制度は、教育文化、障害者等の社会的弱者への配慮といった政策的な特例措置であるため、真にやむを得ないものに限定させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	基準（案）に盛り込み済
3	<p>受益者負担の原則から、利用者がある程度使用料を負担することは当然だと思います。</p>	<p>考え方は、1、2のとおりです。使用料についても、従来の半日単位を基本とした料金設定から、1時間単位等のわかりやすい料金設定とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。</p>	基準（案）に盛り込み済

4	<p>私たちの団体としては、ほぼ成人以上が所属する団体であり、施設を利用するに当たり受益者負担の観点から、料金改定案に基本的には従いたいと考えます。</p> <p>スポーツを通じて体力の向上や人々の交流の推進に関し、社会体育は時代の流れに左右されない大変重要なツールとしての大きな役割を担っています。</p> <p>また、青少年に関しても幼少期からの体力の向上やスポーツを通じて社会性を学ぶなど健康で心豊かな青少年の育成に体育は切っても切り離せない教育の一環であると言えます。</p> <p>料金改定によりスポーツ団体の活動が委縮することがないように行政として柔軟な対応をお願いいたします。</p>	<p>減免についての考え方は2のとおりですが、学生、幼児（就学前）についても、健全育成等の観点から特例として減免基準を設定させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に盛り込み済</p>
5	<p>受益者負担は当然の考え方です。スポーツをするにあたって施設の維持管理費用が発生することは当たり前という意識付けも重要であり、利用者が自分たちで使用させていただく施設を整備するなどの取組みも必要であると考えます。</p> <p>一方で、管理人不在の施設を利用者だけで開錠し清掃後に施錠して鍵を返却というのも問題が無いわけでは無いと言えます。町財政の実状も理解しますが、やはり理想は管理人が常駐し、施設利用者が安心して使用できる環境が必要と考えます。</p>	<p>ご意見のとおり各施設に管理人が常駐することが理想ですが、あわせて管理人人件費による使用料の値上げが必要となります。よって、公共施設の管理方法については、より良い方法を随時検討していきますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に盛り込み済</p>
6	<p>町民体育館は、1面料金にしては安い（例えば敦賀市だと一人当たり200円）ので、客観的に見て（利用しない町民から見ても）妥当な金額まで値上げ（利用者1人あたりで徴収する等）して、町の施設全体で調整し健全な施設運営ができるよう調整してはどうでしょうか。</p>	<p>算定基準では、管理人の有無による人件費、修繕費などの物件費や面積によって、使用料は施設によって異なります。本町の体育館の場合は、1面当りの時間単価で算出するとお示ししました金額になります。基準では、状況に応じて使用料を見直すこととしておりますので、管理方法の変更等の状況に応じて見直し、適切な料金設定をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に盛り込み済</p>

7	<p>一部の負担によって設備や修繕の要望が多くなることも予想されます。これはあくまで維持費の一部であり利用者に対して少々の不便は理解してもらうことが大事と思われれます。</p>	<p>いただいた使用料については、修繕の優先度の高いところから、施設の維持管理費等に活用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に盛り込み済</p>
8	<p>施設使用料の減額率について、学生、幼児（就学前）の減額率を高齢者と同様の減額率にするのではなく、減額率を上げた方が良く考えます。</p> <p>現在、どこの自治体においても少子高齢化が進み、子供をいかに育て地域に根づいてもらうかが課題となっています。学生、幼児が歴史、文化、芸術に触れ親しむこと、スポーツを通じて人間関係を築くことは、大変意義深いことであり、必要なことであると考えます。そして、少しでも親の負担を減らして、子育てしやすい環境をつくることも必要です。このような観点から減額率を高くして、利用しやすくなる必要があると考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨は、たいへん重要視しております。しかし、利用者の負担をすべて税金（利用しない人の負担）とすることは、行政は平等にあるべきとの原則からも適切ではありません。また、このために投入される税金により、他の公共サービスに少なからず影響があると同時に、将来を担う子ども達の負担を増やしてしまうことになる可能性さえあります。</p> <p>町政の全体を考慮したうえで、学生、幼児（就学前）について健全育成等の観点から特例として減免基準を設定させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に一部反映 ※ 施設使用料の減額率について、町内在住の学生、幼児（就学前）及び3分の2以上が町内在住の学生、幼児（就学前）で構成される団体は、5割減額としていましたが、7.5割減額とさせていただきます。</p>
9	<p>若狭町のスポーツ少年団登録団体については、町主催又は共催する事業に使用する場合と同等の扱いとして、使用料を免除していただきたい。または、実費が発生する照明設備使用料（5割減額あり）のみとしていただきたい。</p> <p>スポーツ少年団は、町を挙げて支援いただいているものと考えます。スポーツ少年団においては、各個人が応分の運営費用を負担しています。複数の団体に所属し、費用負担が多様な家庭も少なくはありません。加入率は県内トップクラスでも、団員確保に頭を悩ませ、入団には子どもの意志より保護者の理解、負担軽減の方がウエイトは重いとも言われています。</p> <p>青少年の健全育成や生涯スポーツの振興に寄与するスポーツ少年団の活動については、免除というカテゴリーの整理の中に含めていただけないかと考えています。</p> <p>その整理が子育て環境の整備が充実している魅力ある若狭町としてPRでき、若狭町の人口減少の歯止めの一助にもつながると考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨は、町でもたいへん重要であると考えております。しかし、利用者の負担をすべて税金（利用しない人の負担）とすることは、行政は平等にあるべきとの原則からも適切ではありません。また、このために投入される税金により、他の公共サービスに少なからず影響があると同時に、将来を担う子ども達の負担を増やしてしまうことになる可能性さえあります。</p> <p>施設を利用することによって、技能向上等の一定の受益が見込めることから全額免除とはしません。</p> <p>町政の全体を考慮したうえで、学生、幼児（就学前）について健全育成等の観点から特例として減免基準を設定させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に一部反映 ※ 8に同じ。</p>

10	<p>私たちの団体では、現在1日2時間～5時間、週3～4日、体育館や学校施設を使用して練習をしています。</p> <p>指導者は、ボランティアで携わっており、運営は保護者が中心で行っています。団の運営資金は、すべて団員の会費で運営しています。遠征費や大会参加日のほかに、普段の練習の施設使用料まで、支払うことになると大きな負担になります。スポーツ少年団自体の存続も難しくなると思います。</p> <p>スポーツ少年団は、スポーツを通して子供たちの健康な身体を作り、協調性、創造性や社会性を養う健全育成を目的としています。未来を担う子ども達のためにも、今まで通り施設使用料の全額免除を希望します。</p>	<p>利用者の負担をすべて税金（利用しない人の負担）とすることは、行政は平等にあるべきとの原則からも適切ではありません。また、このために投入される税金により、他の公共サービスに少なからず影響があるとともに、将来を担う子ども達の負担を増やしてしまうことになる可能性さえあります。</p> <p>施設を利用することによって、技能向上等の一定の受益が見込めることから全額免除とはしません。</p> <p>町政の全体を考慮したうえで、学生、幼児（就学前）について健全育成等の観点から特例として減免基準を設定させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に一部反映 ※ 8に同じ。</p>
11	<p>スポーツ少年団の主催が町になるのであれば、利用料金については免除ということになるかと思えます。</p> <p>そうで無いとした場合1回の利用につき200円。火曜日が2階のみ、木曜日がアリーナ1面と2階ということで、1週間で600円。年間50週程度の利用になると年間30,000円が必要になります。それを団員20名で割ると1人1,500円増額しなければなりませんので、スポ少団体については免除していただくようお願いいたします。</p> <p>また、利用料を徴収するためには各施設に管理者を常駐させる必要が出てくると思います。その費用（人件費）と回収出来る利用料を考えた場合、提示されていた金額では合わないのではないのでしょうか。</p> <p>現在、B&Gでは照明が切れているところが多く出来る範囲で交換をお願いしていますが、なかなか交換していただけないのが現状です。利用料金を徴収するのであれば、そのあたりも改善するようにお願いします。</p>	<p>スポーツ少年団の主催は、町ではありません。</p> <p>1、2の考え方とおおり、適切な受益者負担が必要です。「原則は有料で減免は特例である」という考えに基づき、誰からみても必要と考えられる範囲に限定しましたのでご理解をお願いいたします。ご意見の利用頻度で計算すると次のようになりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>アリーナ1面（200円+照明100円）＝300円/時間 武道場（200円+照明100円）＝300円/時間 900円×（1－0.75（減免率））＝220円/週 220円/週×50週＝11,000円/年 11,000円÷20人＝550円/人</p> <p>また、管理人が常駐していない施設については、担当職員が巡回して日常点検をしております。基準では、状況に応じて使用料を見直すこととしておりますので、管理方法の変更等の状況に応じて見直し、適切な料金設定をさせていただきます。</p> <p>なお、照明については、現地を確認させていただき必要であれば補修等を行います。いただいた使用料は、修繕の優先度の高いところから、施設の維持管理費等に活用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に一部反映 ※ 8に同じ。</p>

1 2	<p>スポーツ少年団として週3回活動していますが、1回分はわずかでも1年間活動すれば結構な金額になります。その分を他の活動に回したいので、町内の子どもが使用する場合は全額免除にしていきたい。</p> <p>もし今のように改訂されるなら、何らかの集金が必要になる可能性があります。我々は若狭町の子どもの体力維持又は増強のために活動しているので、そこから金をとるといのは如何なものかと感じます。「体力もカネがかかる」という意見も当然あると思いますが、学校で行われている事を補助するという考えで活動していますので、スポーツ少年団の活動が下火にならないようお願いいたします。</p>	<p>施設を利用される方の負担がなければ、公共サービスの提供や施設の維持に係る経費はすべて税金で賄うことになり、施設を利用しない方との間に負担の不公平が生じることになるため、適切な受益者の負担が必要であると考えます。</p> <p>施設を利用することによって、技能向上等の一定の受益が見込めることから全額免除とはしません。</p> <p>使用料は、受益者負担が原則ですが、町内の子どもについては、健康維持や健全育成の観点から特例として減免基準を設定させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に一部反映 ※ 8に同じ。</p>
1 3	<p>使用料を徴収することにより、人件費は間違いなく増大します。（人件費が一番大きい）だれがどのようにするのか分かりませんが問題点が多いように思われます。</p>	<p>使用料は受益者負担が原則であるという本来のあり方に適正化するためには、事務量の増加はやむを得ないことであると考えています。しかし、増加する人件費等の費用については、できる限り抑制していきますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に盛り込み済</p>
1 4	<p>使用料の減額率について、スポーツ少年団での活動がどのような扱いになるのかわかりませんが、若狭町スポーツ少年団として20年近く活動しているので町の執行機関が主催又は共催する事業にも該当するように思います。</p>	<p>1、2の考え方とおおり、適切な受益者負担が必要です。「原則は有料で減免は特例である」という考えに基づき、誰からみても必要と考えられる範囲に限定しましたのでご理解をお願いいたします。</p> <p>また、町の執行機関が主催又は共催する事業には該当しません。</p>	<p>基準（案）に一部反映 ※ 8に同じ。</p>
1 5	<p>現在、町内の体育施設は毎日のように利用されているように思われ、町民全体でスポーツ振興、体力の維持等に活用されているので、いまさらというのが感想です。利用者数（団体）が減るのではないのでしょうか？</p>	<p>1、2の考え方とおおり、適切な受益者負担が必要です。「原則は有料で減免は特例である」という考えに基づき、誰からみても必要と考えられる範囲に限定しましたのでご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に一部反映 ※ 8に同じ。</p>
1 6	<p>免除のこともあり、町及び教育委員会との共催依頼が今後増える予想されます。取扱基準を作成して、乱発することなくしっかりした判断のもと対応していきたい。</p>	<p>若狭町共催等に関する取扱要綱の規定により、統一した共催の基準で判断させていただきますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に盛り込み済</p>

17	<p>使用料の徴収方法を具体的にお示しください。</p>	<p>使用料の徴収方法については、町広報紙等でお知らせいたします。</p>	<p>その他要望・意見等</p>														
18	<p>町内の体育施設（若狭さとうみパーク、上中あじさい広場、生きいきふれあい館、海山梅上ランド）の使用料が有料や無料があり統一されていません。町財政厳しい中ではありますが、少子高齢化の中、子供達の夢や高齢者の健康増進のために、統一、減免基準の緩和を検討していただきたい。 （例）ゲートボール場において、生きいき館は照明料を徴収するが梅上ランドは減免されている。また、さとうみパークは徴収するが、上中あじさい広場は無料になっている。体育館はほとんどが無料です。</p>	<p>ゲートボール場の使用料は、多目的交流広場（さとうみパーク）とあじさいふれあい広場については、1回200円／人に統一させていただく予定です。また、介護予防拠点施設（生きいきふれあい館）と梅丈ランドについては、現在指定管理制度を導入している施設となっており、指定期間終了時（次回更新時）に今回の基準に沿った料金設定、減免基準とさせていただきます。 減免についての考え方は2のとおりですが、町内の65歳以上の高齢者についても、健康維持の観点から特例として減免基準（5割減額）を設定させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に一部反映 ※ 8に同じ。</p>														
19	<p>プールの使用料について、監視員の適正な人件費が算定に含まれているか等、料金設定が適正か疑問です。また、子どもの料金（大人の1/3）が、減免措置（子ども1/2）と矛盾するように思います。</p>	<p>プール等の個人単位で使用料を徴収する施設の場合は、1人当りの原価に受益者負担割合を乗じて算出しています。 監視員については、ご意見のとおり保護者等をお願いしているところですが、料金については周辺自治体と比較しても妥当だと考えております。 例 美浜町東地区プール</p> <table border="0" data-bbox="1075 957 1456 1069"> <tr> <td>小中学生</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>18歳未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>敦賀市総合運動公園プール</p> <table border="0" data-bbox="1075 1117 1456 1276"> <tr> <td>屋外 学生</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>屋内 学生</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>学生、幼児の料金は、5割の減額で計算しております。大人料金が300円に対し、高校生以下の料金を100円としているのは、基準で単価設定での端数の取り扱いを100円未満は切り捨てることとしているためです。</p>	小中学生	100円	18歳未満	200円	一般	300円	屋外 学生	100円	一般	200円	屋内 学生	200円	一般	300円	<p>基準（案）に一部反映 ※ 8に同じ。</p>
小中学生	100円																
18歳未満	200円																
一般	300円																
屋外 学生	100円																
一般	200円																
屋内 学生	200円																
一般	300円																

20	<p>使用料をとって、町ではどういう使われ方をするのですか？単なる収入となるのか、体育館の修繕のために使う目的の収入になるのか？できれば、体育施設使用料は、体育施設の修繕にあてる財源に特定してほしいです。</p>	<p>いただいた使用料については、修繕の優先度の高いところから、施設の維持管理費等に活用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に盛り込み済</p>
21	<p>人件費は、ほとんどの施設は管理人がいないのでゼロ円だと思いますが、物件費（修繕費）は施設によって、大きな差があるように思います。使用料を払うことになれば利用者の意見も聞いて修繕をできるだけ行ってください。</p>	<p>管理人が常駐していない施設については、担当職員が巡回して日常点検をしております。また、いただいた使用料は、施設の維持管理費等に活用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>基準（案）に盛り込み済</p>
22	<p>学校施設もすべて使用料はかかるのですか？</p>	<p>対象とさせていただきます。</p>	<p>その他要望・意見等</p>
23	<p>野球など通常は屋外で行うスポーツ団体が、雨天時のみ屋内使用という予約をされると屋内スポーツが予約できず、晴れたら体育館が空いているというもったいないことになっています。仕方がないことだとは思いますが、その場合も使用したことと同じ扱いで使用料を取るべきだと考えます。</p>	<p>使用料は、利用者の責任でない事情により使用できない場合と使用前に使用しないことを申し出た場合以外は免除されません。</p>	<p>その他要望・意見等</p>
24	<p>予約しておいて、当日使用しない団体があります。その場合のペナルティはないのですか？</p>	<p>使用料は、利用者の責任でない事情により使用できない場合と使用前に使用しないことを申し出た場合以外は免除されません。</p>	<p>その他要望・意見等</p>
25	<p>町の体育館が中学校の体育館と同じように予約されて使われているが、実際予約の時間帯に使われていないことも多いように思います。有効利用できるようにしてほしいです。平日の昼間でも使用したいです。</p>	<p>今後の施設利用は、使用料をいただくこととなりますので、利用される方は本当に必要な時間帯を予約していただくよう周知していきます。</p>	<p>その他要望・意見等</p>

26	<p>屋内運動場は、上中中学校武道館の場合、1人あたりでしょうか？1室あたりでしょうか？</p> <p>武道館一室の料金であれば、半額減免で1時間100円はやむを得ないと思います。</p> <p>1人あたりであれば、上中中学校生徒で柔道部員であれば、自主練習の一環として減免にしていきたい。また、指導者登録者の減免もお願いします。</p> <p>照明設備100円で5割減免の場合50円となりますが、100円未満切り捨てすると、実質0円ということでしょうか？</p> <p>支払について事務軽減のため、自己申告によるまとめ払いができるようにしてほしい。</p>	1室あたりの料金になります。	基準（案）に盛り込み済
27	<p>年間利用団体は、毎週何曜日使用というのは定着しています。もちろん、専有する権利はないが、予約の早いもの勝ちで使用されると予約時期のタイミングで年間利用者が使用できないあるいは予約が重複することになります。今後、利用者が増え、重複してくるのであれば、年度当初などに、使用関係団体全員が集まって抽選で決めるなど対応してほしいと思います。使用許可を平等にしてほしいです。</p>	検討させていただきます。	その他要望・意見等
28	<p>スポ少は青少年育成の一環であり、優先利用できないのですか。</p>	<p>公共施設は、町民の方に広く平等に使っていただくための施設ですので、スポーツ少年団を優先することは考えておりません。</p>	その他要望・意見等
29	<p>予約時期を明確にしてほしいです。3か月前となっておりますが、曖昧になっています。その該当月全部予約できるのですか？年間利用の場合は、ほぼ毎日のように予約をしていかなければならない理屈になり、事務的に大変なのではないですか？3か月前というのは、月単位なのか日単位なのかはっきり明確に示してほしいです。</p>	<p>ご意見のとおり曖昧になってきているため、検討し整理させていただきます。</p>	その他要望・意見等

30	冬場にトレーニングとして屋内に入ってくれば当然年間利用の屋内スポーツ団体と利用が重複するため、予約にあたっては事前に協議してほしいです。	検討し調整できるように努めてまいります。	その他要望・意見等
31	町の予約システムが複雑です。指定されたところに電話しても出ないことも多いし、教育委員会に電話しても仮予約と言われたこともあります。予約を急ぎたいこともあり、見直してほしいです。	利用者の負担とならないように努めてまいります。	その他要望・意見等
32	中学校の使用予約も何の部活で使うのかわかるようにしてほしいです。予約がどの部活の顧問の先生かわかると良いです。	検討させていただきます。	その他要望・意見等
33	自動販売機がある体育館は空き缶のゴミ、空き缶を灰皿がわりにしたゴミが目立ち、見た目が悪いです。利用者のモラルのこともあります。使用料をとることで、こういったことは解決することになりますか？	利用者のモラルの問題ですので、使用料をいただくことにより解決する問題ではないと考えています。各施設で利用者に対して美化の啓発を行っていきます。	その他要望・意見等

◆基準（案）に盛り込み済…12件 ◆基準（案）に一部反映…9件 ◆要望・意見…12件